令和５年５月２日

生徒・保護者等の皆様へ

県立明石南高等学校
校　長　升川　清則

新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルス感染症が、本年５月８日付けで、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の５類感染症に移行することを踏まえ、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」が改定されます。

ついては、下記留意事項等を確認いただきますようお願いします。

記

１　学校における新型コロナウイルス感染症対策について

（１）発熱や咽頭痛、咳などの普段と異なる症状がある場合には、無理せず、自宅で休養するようにしてください。なお、感染が判明した場合は「発症した次の日から５日経過し、かつ、症状が軽快した後１日経過するまで」出席停止とします。

（２）同居している家族が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、生徒本人の感染が確認されていない場合は出席停止の対象にはなりません。

（３）外から教室に入るときやトイレの後、食事の前後など、こまめな手洗いや手指消毒、また咳エチケットに心がけてください。

（４）昼食時「黙食」を求めません。但し、当面の間はパーテーションの無い場合は対面での食事を控えるよう指導します。

２　地域や学校において感染が流行している場合などの感染対策について

（１）感染流行時には教職員がマスクを着用する、又生徒に着用を促す場合があります。

（２）「感染リスクが比較的高い学習活動」等に当たっては、活動場面に応じて一時的に次の対策等を講じることがあります。

①「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えること。

② 生徒間に触れ合わない程度の身体的距離を確保すること。

本件連絡先
教頭　荒井圭介
電話 078－923－3617
緊急電話 080－6004－3735